

産業系土地利用区画整理事業調査業務
仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、伊予市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「産業系土地利用区画整理事業調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 伊予 IC 周辺地区における産業系土地利用を見据え、令和 6 年度に権利者意向の把握を行うとともに、基本計画の策定を行った。

本業務は、伊予 IC 周辺地区の事業化に向け、土地区画整理事業に係る基本設計及び基本設計に必要な各種関係機関との協議を行う。また、事業の主体となる地権者組織である「まちづくり協議会（仮称）」を設立し、その運営支援を行う事を目的とする。

(対象区域)

第3条 本業務の対象エリアは、伊予 IC 周辺地区とする。

(管理技術者)

第4条 乙が配置する管理技術者は、業務全般にわたり管理及び秩序正しい業務を遂行するとともに、管理技術者は、技術士（都市及び地方計画）及び土地区画整理士の資格を有することとする。

(照査技術者)

第5条 乙は、成果物の技術上の照査を行う技術者を定めるものとする。照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）の資格を有することとする。

(主任技術者)

第6条 乙が配置する主任技術者は、技術士（都市及び地方計画）及び認定都市プランナー（土地利用計画）の資格を有することとする。

(資料の貸与及び取り扱い)

第7条 甲は、本業務実施に必要な図面、資料等を乙に貸与するものとする。乙は、貸与品について管理責任を明確にし、常に善良な管理を行うとともに、甲の承諾なしに第三者に公表、貸与してはならない。

(報告の義務)

第8条 乙は、常に甲と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとし、必要に応じて報告書を提出するものとする。

(守秘義務)

第9条 本業務における成果は全て甲に帰属するものであり、乙は委託の過程及び結果から知り得た情報について許可なく公表してはならない。

また、乙は JISQ15001 (プライバシーマーク) 又はそれに類する認証を取得した者で、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう、徹底した管理を実施できる者でなければならないこととする。

(業務の期間)

第10条 本業務の実施期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。ただし、翌年度に予算の変更を認められた場合には、実施期間を変更することとする。

(業務内容)

第11条 本業務の内容は下記の通りとする。

(1) 区画整理事業調査

事業化に向け、土地区画整理事業に係る基本設計及び基本設計に必要な各種測量業務、各種関係機関との協議を行う。

1) 現況測量

- ①3 級基準点測量
- ②4 級基準点測量
- ③3 級水準測量観測
- ④現況測量
- ⑤地区界測量

2) 基本設計

- ①総合基本設計
- ②道路設計
- ③整地設計
- ④排水及び用水計画
- ⑤公園緑地設計
- ⑥施設及び供給施設設計
- ⑦調整池設計
- ⑧総工事費概算
- ⑨土質調査
- ⑩現況交通量調査及び整備後交通量推計

⑪警察協議対応及び資料作成

⑫河川法協議

(2) 区画整理促進調査

事業の主体となる地権者組織である「まちづくり協議会（仮称）」を設立し、その運営支援を行う。

1) 意識調査

①意識調査及びアンケート調査・解析

2) 組合設立準備

①土地立入許可申請書

②土地立入通知書

③地区境界立会通知書

④関係機関協議

⑤まちづくり協議会（仮称）の運営支援

(3) 報告書作成

上記結果を報告書に取りまとめる。

(4) 打ち合わせ協議

業務着手時、中間、業務完了時に打ち合わせを行う。

(成果品)

第 12 条 本業務の成果品は下記とする。

1) 報告書：2 部

2) 成果品データ（CD-R 等）：2 部

3) アンケート調査票原本：1 式